

## 特定健診・特定保健指導データの返戻等の取扱いについて

### 返戻一覧表について

本会でお預かりしたデータを点検した結果、被保険者の資格、請求金額、健診結果についてシステム上エラーとなったものを返戻しています。

なお、返戻となったデータは支払ができておりません。

### 通知方法

返戻データについては返戻一覧表により各健診機関、保健指導機関に通知しています。

(本会では特定健診等の請求は電子データでの受付となっているため、通知は返戻一覧表のみとなります。各医師会等へ入力票等の紙媒体で請求されている場合も、本会には紙での請求がないため、本会から入力票等をお返しすることはありません。)

### 再請求

返戻分については支払ができていないため、再請求をしていただく必要があります。正しい電子データを再作成され、次月以降請求分と併せて再請求してください。

なお、大阪府医師会及び地区医師会に紙媒体で提出されている機関につきましては、各医師会等で再提出用の電子データを作成、再請求していただく必要があります。エラー箇所の訂正に関するご連絡は各医師会等へしていただきますようお願い申し上げます。

### 過誤調整結果通知書について

本会での点検において正当なデータとして支払をしたデータについて、その後保険者での点検において過誤と判断されたものを通知しています。このデータについては当月支払金額より相殺させていただきます。

### 通知方法

過誤データについては過誤調整結果通知書により各健診機関、保健指導機関に通知しています。(過誤につきましては、保険者が決定したものですので、理由につきましては保険者にお問合せください。)

### 再請求

返戻分と同様です。

【担当】 管理部 業務管理課 特定健診係  
電話 06-6949-5325